

譲受け・買収をご希望の場合の報酬表

着手金 (情報提供料) ※提携仲介契約締結時

譲渡企業の簿価総資産額	情報提供料
2億円以下	100万円
2億円超 5億円以下	200万円
5億円超 10億円以下	300万円
10億円超 30億円以下	400万円
30億円超 50億円以下	500万円

50億円超の場合は別途お見積りいたします。

業務中間報酬 ※基本合意契約締結時

成功報酬の20% (但し最低額は500万円とします)

成功報酬 ※最終契約締結時

譲渡企業の時価総資産額 (営業権を含む)	手数料率
2億円以下の部分	2,000万円
2億円超 5億円以下の部分	5%
5億円超 10億円以下の部分	4%
10億円超 50億円以下の部分	3%
50億円超 100億円以下の部分	2%
100億円超の部分	1%

【成功報酬の計算例】 譲渡企業の営業権を含む 時価総資産額が7億円の場合

2億円以下の部分	=	2,000万円
(5億円-2億円) × 5%	=	1,500万円
(7億円-5億円) × 4%	=	800万円
合計		4,300万円

なお、M&Aにおいて、合併、株式交換、会社分割等の組織再編行為等を伴う場合、上記の成功報酬以外に「組織再編行為等に伴うプランニング費用」を別途請求させていただく場合がございます。

上記は当社の提携仲介契約書 (ひな型) に基づきお申し受けする標準の報酬額です。特別に勘案すべき事情等により、上記の標準報酬と異なる額を請求させていただく場合には、別途その内容をご説明いたします。

補足

I 業務中間報酬は仲介が成約した場合成功報酬に含め、充当するものとします

情報提供料に関しては、業務中間報酬や成功報酬への充当はできません。

II 以下の項目については上記報酬には含まれておりません

- 買収監査、特殊な市場調査や技術評価、経営計画作成のための費用
- 登記費用および公認会計士、税理士、弁護士、不動産鑑定士等の専門家費用の実費
- 譲渡企業の海外事業所等訪問時の通訳費、当社および貴社関係者の交通費、宿泊費、日当 (当社日当: 5万円/人・日)

III 以下の場合、上記の各種報酬について別途相談させていただきます

- 譲渡企業が関係会社を保有する場合や事業所を複数持つ場合
- 譲渡企業が海外に関係会社・事業所・工場等を保有する場合

※すべて消費税が別途かかります